

大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

- 凡例 ○：許可基準規則適合性の確認が必要なもの
 △：既許可の評価等から結果に変更がないもの
 ×：許可基準規則適合性の確認が不要なもの

①外部事象に対する設計方針の変更

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号) (遮蔽等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	遮蔽設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	遮蔽設計を変更するものではない。	
(閉じ込めの機能) 第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。	×	閉じ込め機能の変更をするものではない。	
(火災等による損傷の防止) 第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。	×	火災防護の設計を変更するものではない。	
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。	×	火災防護の設計を変更するものではない。	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	×	火災防護の設計を変更するものではない。	
(廃棄物管理施設の地盤) 第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。	×	地盤の支持力の設計を変更するものではない。	
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(地震による損傷の防止) 第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	×	地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	×	地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)</p> <p>3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
<p>4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない</p>	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。</p>	○	<p>外部事象に対する設計方針の変更であるため、許可基準規則の適合性の確認が必要である。</p> <p>安全性が損なわれない設計方針に変更はない。外部事象のうち竜巻事象に対して、安全機能を確保する設計に変更はない。施設の構造健全性を維持して全ての安全機能が損なわれないとする設計方針を見直しする。</p>	外部事象に対する設計方針の変更に関する新旧（既許可/見直し方針）参照（別添資料1）
<p>2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	×	人為によるものに対する設計を変更するものではない。	
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p>	×	安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	×	安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	×	安全機能に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)			
4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。	×	安全機能に対する設計を変更するものではない。	
(設計最大評価事故時の放射線障害の防止) 第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故(安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。)が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。	×	設計最大評価事故に対する設計を変更するものではない。	
(処理施設) 第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。	×	受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力に対する設計を変更するものではない。	
二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	×	処理施設に対する設計を変更するものではない。	
(管理施設) 第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。	×	管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。	×	管理施設に対する設計を変更するものではない。	
三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。	×	管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(計測制御系統施設) 第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。	×	計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。	×	計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
(放射線管理施設) 第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。	×	放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。	×	放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)			
三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。	×	放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(廃棄施設) 第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。	×	廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。	×	廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
(予備電源) 第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。	×	予備電源に対する設計を変更するものではない。	
(通信連絡設備等) 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。	×	通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	×	通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	×	通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	